



5. 中部地方整備局管内



○各都道府県からの課題に対する意見及び対応方針

中部地整、三重県、岐阜県、愛知県、静岡県

区分	1) 初動対応(国土交通省)について	2) 建設用地の確保等について	3) 資材の確保等について	4) 建設事業者について	5) 建設戸数について	6) 建設速度と避難者への情報提供について	
国土交通省が提示した課題	初動体制整備のマニュアル化、効率的な情報収集・共有体制整備	・地域ごとの特性(地形、想定被害、民間賃貸住宅の量、就業環境等)を踏まえた仮設住宅立地の考え方の整理と、用地に係る事前情報の収集、整理(定期的なリスト化等) ・支援体制の事前の申し合わせ、用地の技術的要件の再整理	仮設用資材の見直し(汎用品、地元材の活用等)、資材に係る迅速な情報収集・整理・調整体制の事前整理、仮設発注・資材調達方法の再整理(WTO、公正取引上の取り扱い含む。)	契約方法・業務内容の再整理、発注・建設管理体制の強化、仕様の標準化の見直し、海外対応	必要戸数の把握方法の確立と事業者の資材確保の在り方の検討	仮設住宅の建設と避難所の環境改善、2次避難(避難者への情報提供含む)等との総合的な対応とその周知、住宅の仕様と工期の再検討	
意見	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関の役割分担及び連絡体制の明確化が必要(特に国、県、市町村における災害救助部局と住宅部局等) ●国、県、市町村で共有すべき情報の特定及び報告様式等の共有が必要 ●自治体間の協力体制の構築が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●建設用地の検討の際の留意事項の整理が必要 ●市街地内空地(民地)の活用可能性について ・コミュニティの維持により円滑な復興に資すると思われるが、量の確保、借上げルール等課題は多い ●民有地の借上げのルール化が必要 ●民有地を借上げる時、借地料・造成費を救助法対応とするか事前に明確にすべきである ●建設候補地のデータベース化が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ●3連動等の大規模災害を想定した資材・人材確保についての検討、仕組みづくりが必要 ●災害救助法における仮設住宅の仕様、経費負担の検討が必要 ●木造仮設住宅の標準仕様の検討が必要 ●輸入資材の活用について、基準の作成が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●プレ協のブロック毎の建設能力と各県の想定供給スケジュールの整合確認・調整 ●プレ協以外との協定締結等供給体制の多様化 ●質・仕様のばらつきへの対応(標準仕様・標準図の事前整備等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●(民賃借上等も考慮した)必要戸数の算定のツール化 ・一定規模以上の災害における必要戸数について、一般則化して推計(一定範囲)を示すことはできないか。 ●被災者の居住ニーズの把握(内容・方法・時期)及びニーズ踏まえた対応(高齢者・障害者等)の検討 ●高齢者仕様、寒冷地仕様等の必要戸数の算定基準 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者の能力による部分も大きいですが、発注者側が一定の目安を持っていることは重要である。 ●避難者への情報提供等に係る事前準備対策が必要 	
対応方針	岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ◆「都市建築部災害時対応マニュアル」等の見直し ・災害救助法部局及び住宅部局、防災部局の役割分担の確認 ・県と市町村との連携の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ◆建設用地の地域偏在是正 ◆2次災害防災のための用地の見直し ◆建設用地のデータベース化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆木造仮設住宅について地元関係団体と検討中 ・岐阜県産直住宅協会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆木造仮設住宅について地元関係団体と検討中 ・岐阜県産直住宅協会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆建設候補地毎の高齢者対応等の計画を含めた配置計画の検討が必要 ◆地域の人口特性(家族構成)の把握が必要 	
	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> (東日本大震災の教訓踏まえ) ◆「災害時の応急住宅対策マニュアル」の見直し ◆「建築関係職員の大規模災害時における対応方針」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ◆建設候補地毎の配置計画を含め台帳見直し中(不足分の確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆木造仮設住宅について地元関係団体等と協議中 ・一般社団法人全国木造建設事業協会(全木協) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆プレ協以外との協定締結を検討中 ・全木協 ◆公募について、要綱作成等の事前準備を進める 	◇応急仮設住宅整備計画策定済	
	愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ◇一部様式は整備済み ・市町村から県への「建設要望調書」及び「建設予定地状況調査報告書」の様式 ・プレ協への要請文、協定書 ・各種契約書、入居の手引きの雛形等 ◆「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ◇建設候補地毎の配置計画含め台帳整備済み (H23は、海岸からの距離、海拔、液状化などのハザードマップ区域内外を追加) ◆被害想定の一時的見直しと候補地の見直し 沿岸5km以内、海拔10m未満の候補地を不可とした際に、必要戸数が確保できない市町村がありその対応が課題 ◆市町村の区域を超えて建設地を提供する仕組みの構築は課題 ◆民間地、国有地、県有地等への建設を想定した準備を一層に進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般社団法人全国木造建設事業協会(全木協)や日本ツーバイフォー建築協会との協定にあたり、資材調達の方法や仕様について事前に調整が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆プレ協以外の団体との協力体制の構築 ・ツーバイフォー協会、全木協と協定締結に向け調整中。 ◆仕様、標準図等の標準化が必要。 	◆現在のマニュアルは建設のみを想定しているため、都市部と地方部で民間借り上げ仮設の比率の設定など事前の想定は必要。	◆従来からの3週間を目安に迅速化、適材適所となる方策を検討する。
	三重県	<ul style="list-style-type: none"> ◆県マニュアルでは詳細な体制が定められていないため別途対応必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆一覧化されている用地について、津波予測地図との対照やインフラ等詳細情報を基に以下が必要。 ①被害想定による必要戸数に対する建設可能戸数の充足の把握 ②建設候補地の見直し ③建設台帳の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◆木造仮設住宅について関係団体と協議予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆木造仮設住宅について関係団体と協議予定。 	◆必要戸数や借り上げ可能戸数の把握について具体的な方法が未整備。	◆仮設住宅の提供時期の目安について検討する。

<凡例> ◇:対応済み(必要が生じれば対応する場合含む)、◆:対応中(検討中含む)

区分	7) 応急仮設住宅の仕様について	8) コミュニティ・生活環境等への配慮について	9) 関係者の役割分担について	10) 復旧・復興プロセスにおける仮設住宅について	11) 各都道府県における特有の課題、独自の取組み等	12) その他	
国土交通省が提示した課題	○今回の教訓を踏まえた仕様の再検討(仕様水準、コスト、工期、汎用品の利用、再利用性、仕様の差についての考え方の整理等)	仮設住宅団地のコミュニティ施設、生活利便施設の配置計画の再検討、住民支援体制の整備等を踏まえた住宅仕様の検討、入居者選定方法の確立					
意見	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法上、どこまでの工事、仕様が認められるか等の事前明確化が必要(質・仕様のばらつき、追加工事の解消) ●今回の震災を踏まえた標準的な仕様の明示及び支出費用基準238.7万円の見直し ●断熱仕様など、寒冷地などの例外規定か中部地方でも可能か、事前の明確化が必要 ●木造仮設住宅の標準仕様の検討が必要 ●2～3階建て仮設住宅の標準仕様の検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティに配慮した配置計画・施設計画の検討 ●住戸、店舗、福祉施設(GH)などの必要施設は事前に標準化するとよい。 ●東日本大震災の事例を検証し、必要があれば標準プランの再検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●国土交通省と厚生労働省の役割分担の明確化 ●都道府県単位で役割を定めておく必要がある。国、他県、UR等の人的支援を前提とした体制の検討も必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●応急仮設住宅の役割の再検討 ●応急仮設住宅と並行した復興公営住宅の検討 ●位置づけを整理してどのような流れで仮設から災害公営に軟着陸させるかの案をいくつか作成すると良い。 ●仮設住宅の需要低減策として災害救助法の住宅の応急修理を積極活用するため、当該制度の技術的な手引きが整備されると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地場産建材の活用への配慮 ●地域による特性を考慮した課題の整理、又は事例の紹介などがあるとよい。 ●東日本大震災で実施した、民間賃貸住宅のみなし仮設の制度化を希望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に係る東日本大震災における各種運用通知等の今後の扱い(整理してHPに掲載するなど情報提供することが重要) 	
対応方針	岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ◆木造仮設住宅について地元関係団体と検討中 ◇全国ベースのものが出来れば本県の仕様にも反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆建設用地の地域偏在是正 ◆建設用地の近隣施設等(駅、病院、学校、スーパー等)の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「都市建築部災害時対応マニュアル」等の見直し ・災害救助法部局及び住宅部局、防災部局の役割分担の確認 ・県と市町村との連携の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地元材を活用した木造仮設住宅の検討 		
	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ◆木造仮設住宅について地元関係団体等と協議中 ・全木協 	<ul style="list-style-type: none"> ◇必要があれば、応急仮設住宅配置計画策定要領の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> (東日本大震災の教訓踏まえ) ◆「災害時の応急住宅対策マニュアル」の見直し ◆「建築関係職員の大規模災害時における対応方針」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成21年度から借上げ型応急仮設住宅の事前登録制度を実施しているが、登録方法の変更を検討している。 →静岡県借上げ型応急住宅登録制度の概要については、別添①参照 		
	愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ◇全国ベースのものが出来れば本県の仕様にも反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇全国ベースのものが出来れば本県の仕様にも反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆今回の震災を踏まえて、(他県からの人的支援等も踏まえた)実務的な体制のあり方について検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇基本的な考え方を全国ベースで整理し、参考にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆(マニュアル見直し等を踏まえた)応急仮設住宅建設模擬訓練の充実 →愛知県の応急仮設住宅建設模擬訓練等の概要については、別添②参照 	
	三重県	<ul style="list-style-type: none"> ◆木造仮設住宅について関係団体と協議予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆標準的な配置計画、仕様の見直しに合わせて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆今回のWG結果も含め市町村との情報共有化が必要。 ◆住宅復興全般についても市町村と情報共有の場を設けることを検討中。 			

<凡例> ◇:対応済み(必要が生じれば対応する場合含む)、◆:対応中(検討中含む)

静岡県 借上げ型応急住宅の登録等について

(建築住宅局住まいづくり課)

1 要旨

災害救助法に基づき設置する応急仮設住宅に関し、「静岡県応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱」を制定し、借上げ型応急住宅の登録等を行っている。

2 「静岡県応急仮設住宅早期入居プラン」の概要

(1) 目的 応急仮設住宅の円滑な供給と被災者の早期入居により、居住の安定を図る。

(2) 概要

- ・ 県及び市町並びに関係団体等の役割

応急仮設住宅の円滑な供給及び被災者の早期の入居が行えるよう、対策を講じる

- ・ 応急仮設住宅整備計画の策定

市町長は、毎年度市町応急仮設住宅整備計画を策定し、知事に報告する

- ・ 建設予定地個別台帳

市町長は、応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳を作成し、知事に提出する

- ・ 市町と関係団体との協力協定

関係市町は、社団法人静岡県宅地建物取引行協会及び社団法人全日本不動産協会静岡県本部の支部等と応急住宅借上げに関する協定を締結するなどにより連携強化を図る

- ・ 借上げ型応急住宅の登録等

(3) 施行日 平成 21 年 9 月 1 日

3 借上げ型応急住宅の登録等

(1) 宅地建物取引業者の申出

(2) 貸主と対象住宅の届出

(3) 空家の登録（インターネット上の賃貸住宅情報システム）

(参考) 平成 23 年 9 月末現在の状況（申出業者数：43 者、届出住宅数：1,591 戸）

4 登録基準及び契約条件

(1) 登録基準

耐震性	昭和 56 年 6 月以降に建築した住宅、又は耐震性がある住宅
家賃	月額 8 万円以内（3DK 以上は、10 万円以内）

(2) 契約条件

媒介契約	手数料 借主（県）は、0.5 月以内 貸主は、任意
賃貸借契約	家賃は、登録した額以内 修繕費は、家賃の 2 か月分 期間は、2 年以内

※登録基準及び契約条件とも、実際には厚生労働大臣との協議により決定する。

5 登録の目標

目標戸数 10,000戸

6 建設型と借上げ型の比較

(1) 長所等の比較

	建設型	借上げ型
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の仕様 ・管理が容易 ・大量の需要に対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期入居可能 ・費用が明確で安価 ・断熱、防音性が高い
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・大量供給には期間が必要 ・用地が長期間占用される ・大量の廃棄物がでる 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震被害を受けるおそれ ・構造、広さ、家賃が異なる ・分散化により管理が困難
単価	建設費用+維持管理費用 =約 4,000千円/戸	家賃+修繕費+手数料 =約 2,000千円/戸

(2) 総費用（試算）の比較

	建設関係経費	借上げ関係経費	合計
全て建設	5万戸×4百万円=2,000億円	—	2,000億円
1万戸借上	4万戸×4百万円=1,600億円	1万戸×2百万円=200億円	1,800億円
差引き			▲200億円

(参考1) 応急仮設住宅の必要戸数等

	阪神・淡路大震災	東海地震 (第3次被害想定)
死者	6,434人	5,851人
全壊住宅(建物大破)	104,906棟	150,330棟
応急仮設住宅戸数	48,300戸	54,623戸

※建替え、補強
(TOUKAI-0等)
による耐震化

(参考2) 届出済住宅への表示

約50,000戸



応急仮設住宅建設模擬訓練の実施とモデルハウスの展示について

大規模地震等の災害が発生した場合、一刻も早く応急仮設住宅を供給する必要があります。愛知県では、この応急仮設住宅の建設に際して迅速かつ的確に対応できるように、県及び市町村の担当者により毎年模擬訓練を実施しています。（通算7回目）

また、訓練翌日などに開催される市町村の祭りにおいて、応急仮設住宅のモデルハウスの展示も行っています。

記

1. 応急仮設住宅建設模擬訓練

(1) 開催日時等

○日時 平成23年10月21日（金）

午後1時30分から午後4時30分まで

○会場 愛知県一宮市役所尾西庁舎 生涯学習センター6階大ホール
一宮市東五城字備前12

(2) 訓練内容

①災害発生シナリオに基づくシミュレーション訓練

- ・大規模災害が発生したとの想定による市町村からの応急仮設建設要望
- ・応急仮設住宅建設候補地の被災状況による建設可能戸数の集計と報告
- ・市町村単独で戸数を確保できない場合の調整の試行

②モデルハウス見学（午後4時から 尾西庁舎北側）

(3) 訓練参加者

県建設部職員、市町村担当職員、(社)プレハブ建築協会 計約90名程度

(4) 主催等

主催：愛知県 協力：一宮市、社団法人プレハブ建築協会

2. モデルハウス展示

翌日及び翌々日に一宮市のびさいまつり運営委員会主催により開催される「びさいまつり」会場において、社団法人プレハブ建築協会の協力により応急仮設モデルハウスを展示し、啓発活動を行いました。

【開催日時等】

○日時 平成23年10月22日(土)、23日(日) 午前10時から午後3時まで

○会場 一宮市役所尾西庁舎北側

<参考>

(1) 訓練実施状況 (被災与件により必要戸数及び建設候補地を算定している状況)



【応急仮設住宅建設模擬訓練風景】



【応急仮設住宅モデルハウス見学風景】